

還付委任状と記入例 山梨県

■ 印鑑証明(発行から2ヶ月以内)原本が別途1通必要

この還付書を出すとは、自動車税、自動車税(種別別)、運賃控除額、自動車及乗員の還付金請求人に支払われます。(この欄が必須)

還納納金(還付金)債権譲渡通知書 令和 年 月 日

山梨県自動車税課課長 様

【譲渡人記入欄】 必ずご譲渡人(納税義務者)が自署、押印(実印)してください。

住所又は所在地	山梨県甲府市〇〇		
フリガナ	フリガナ		
氏名又は法人名	根津 多摩男		
電話番号	0552-12-3456		

根津 (実印)

<A>

【受渡人記入欄】 必ずお受渡人(納税義務者)が自署、押印(実印)してください。

1 自動車税を希望する(譲渡・新税・変更)
 受渡人が希望する場合は、必ずお受渡人(納税義務者)が自署、押印(実印)してください。
 譲渡人が希望する場合は、必ずお譲渡人(納税義務者)が自署、押印(実印)してください。

2 自動車税を希望しない
 受渡人が希望する場合は、必ずお受渡人(納税義務者)が自署、押印(実印)してください。

【印鑑証明】 (課税に必要) 発行日から3ヶ月以内のもの
 譲渡人本人が使用に押印する場合、運転免許証等により本人確認できる場合は省略可
 受渡人が希望する場合は、必ずお受渡人(納税義務者)が自署、押印(実印)してください。

【提出期限】 ① 還納納金請求書の提出期限は、発行日から3ヶ月以内です。なお、期限後は一切受理できません。
 提出期限が満了日(最終日、祝日)にあたる場合は直前の期日となります。

【注意事項】 ① 譲渡人は、当該年度の納税義務者(4月1日時点の所有者(使用者)は使用者)になります。
 ② 記載・押印の誤り、記載漏れ又は住所記載不足等の場合は、過半数は納税義務者に譲渡することになります。
 ③ 訂正印がなければ、訂正箇所は二重線で記入し、訂正箇所を明記してください。
 訂正印がなければ訂正箇所等訂正したものは受理できません。
 ④ 譲渡人が受渡人に本納税の請求をしない場合は、当該納税の請求に同意する旨を記載してください。
 ⑤ 納税義務者が亡くなる場合は、捺消記録に下記の提出先にお問い合わせください。

【受渡人の請求書の受渡先住所】 受渡先住所は、住所変更後住所(新住所)が記載されている場合は、必ずお受渡人(納税義務者)が自署、押印(実印)してください。

【提出先】 〒400-8358 山梨県 甲府市 石川町 1000-4
 山梨県総合県政センター 自動車税課 自動車税課 管理担当
 TEL: 055-212-1602

納税義務者(納税額)の記入欄

交付市	交付月	自動車税課長 様
-----	-----	----------

<A>譲渡人(納税義務者)

・印鑑証明通りの住所、氏名と電話番号を記入

実印

【譲渡人記入欄】 ※必ず譲渡人(納税義務者)が自署、押印(実印)してください。

譲渡人(納税義務者)	住所又は所在地	山梨県甲府市〇〇〇	 ※個人は実印 ※法人は登記簿の代表者印
	フリガナ	ネヅ タマオ	
	氏名又は法人名	根津 多摩男	
	電話番号	0552-12-3456	